

# 新しい職務発明制度普及 HP(予定)

平成27年10月23日

第13回特許制度小委員会  
資料6



## 新しい職務発明制度の概要

我が国における職務発明制度の説明

### a. 指針案

平成〇年〇月〇日にて産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会にてとりまとめた指針案

### b. 指針案の概要

上記指針案をわかりやすくまとめた資料  
指針案に関するQ&A

### c. 中小企業向けページ

今後中小企業等が職務発明規程を導入するにあたり、参考として、その場合に作成する職務発明規程の例(ひな形)等を紹介

### d. 大学向けページ

大学特有の事情を踏まえ、大学における職務発明の運用に関する資料を掲載

### e. 企業等における職務発明規程の策定手続等に関する調査研究

平成27年度産業財産権制度問題調査研究として実施した、企業等における職務発明規程の策定手続等に関する国内ヒアリング結果の概要

### f. 知財総合支援窓口 ※リンク

知財総合支援窓口の御案内

### (参考)他の法令 ※リンク

- ・パリ条約
- ・知的財産基本法
- ・特許法
- ・意匠法
- ・実用新案法
- ・労働基準法
- ・労働組合法
- ・労働契約法

# 指針案に関するQ&Aの 例(予定)

平成27年10月23日

第13回特許制度小委員会  
資料6



## 指針案に関するQ&A

### 【Q1】

使用者等が発明者たる従業者等から職務発明について特許を受ける権利を取得した場合、特許を出願をしないケースであっても、使用者等は当該従業者等に対して相当の利益を付与する必要がありますか。

### 【A1】

従業者等が契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させた場合には、当該職務発明について当該使用者等が特許を出願をしたか否かにかかわらず、当該従業者等は相当の利益を受ける権利を有します(改正特許法第35条第4項)。

具体的な相当の利益の内容は、指針に記載の適正な手続に従って、契約、勤務規則その他の定めに基づき決定します(同条第5項・第6項)。

また、相当の利益の内容につき定めがない場合又はその定めるところにより相当の利益を与えることが不合理であると認められる場合には、同条第7項の考慮要素に基づいて、裁判所が相当の利益の内容を決定することとなります。この場合において、営業秘密又はノウハウとして保持されている職務発明により、独占的利益が生じているときは、当該従業者等に対して相当の利益を付与する必要があると考えられます。

#### <参考>

○平成27年知的財産高等裁判所判決 (平成26年(ネ)第10126号)  
(※平成16年改正後の特許法第35条(職務発明制度)適用事例)

#### 「(2) 独占的利益の有無について

使用者等は、職務発明について無償の法定通常実施権を有するから(特許法35条1項)、相当対価の算定の基礎となる使用者等が受けるべき利益の額は、特許権を受ける権利を承継したことにより、他者を排除し、使用者等のみが当該特許権に係る発明を実施できるという利益、すなわち、独占的利益の額である。この独占的利益は、法律上のものに限らず、事実上のものも含まれるから、発明が特許権として成立しておらず、営業秘密又はノウハウとして保持されている場合であっても、生じ得る。…(中略)…本件発明が営業秘密として保持されていることによる独占的利益は、およそ観念し難い。」

# 指針案に関するQ&Aの 例(予定)

平成27年10月23日

第13回特許制度小委員会  
資料6



特許庁  
JAPAN PATENT OFFICE

## 指針案に関するQ&A

### 【Q2】

契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定める場合(改正特許法第35条第3項)、同条第5項に規定されている協議等の手続を行う必要はありますか。

### 【A2】

契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定める場合、改正特許法第35条第5項に規定されている協議等の手続を行う必要はありません。

同条第3項の「契約、勤務規則その他の定め」は、使用者等に特許を受ける権利を取得させることをあらかじめ定めるものであり、これにより職務発明の特許を受ける権利は、その発生した時から使用者等に帰属することとなります。他方、同条第5項の「契約、勤務規則その他の定め」は、相当の利益について定めるものです。

したがって、同条第3項の「契約、勤務規則その他の定め」と、同条第5項の「契約、勤務規則その他の定め」は、概念上別の定めであり、仮に、相当の利益についての定めについて同条第5項の不合理性が肯定された場合でも、それだけをもって、使用者等に当該特許を受ける権利を取得させることについての定め及び同条第3項に基づく権利帰属の有効性が否定されることはありません。